

第 8 回石川町農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 令和 3 年 8 月 1 6 日(月) 午後 1 時 3 0 分
- 2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場
- 3 議案
 - (1) 議案第 3 3 号
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (2) 議案第 3 4 号
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定について
 - (3) 議案第 3 5 号
現況確認証明に対する意見決定について
 - (4) 議案第 3 6 号
石川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について
 - (5) 議案第 3 7 号
荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について

出席委員

農業委員 9名

1番	佐川	修一	2番	根本	常和	3番	近内	貞夫
4番	金沢	和則	5番	芳賀	正幸	6番	緑川	一男
7番	緑川	喜友	8番	仲田	昌勝	9番	遠藤	武重

農地利用最適化推進委員についてはコロナ対策のため参集せず。

欠席委員 なし

事務局

事務局長

武藤 伝

事務局次長兼農地管理係長

吉田 慶司

書記

矢内 康裕

い側になります。

申請理由と内容について、理由は〇〇〇〇〇〇〇〇多目的広場設置ということで、内容については3点程ございます。1点目がゴミステーションの設置ということで、現在のステーションは道路沿いの交差点にあり駐車スペースもなく収集作業時などの交通事故が懸念されるため場所を変更したい。2点目が駐車場の確保ということで、ロータリー化することで車での移動がスムーズにできるようにする。さらに、移動販売車などの買い物広場として買い物弱者対策をする。3点目が、花植栽による環境改善ということで、花壇を作り、花などを植えることで環境美化を進める。

申請地は同地区民の所有地であり公共に資することへの理解も得られました。日照の問題や雨水による農業用排水など付近の土地、住宅、農作物などに支障をきたすこともないと考えます。

以上、調査した結果この案件は問題ありませんので、皆様の審議よろしくお願いいたします。

・議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号1の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第33号 農地法第5条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

続いて農地法第5条第1項番号2を調査されました芳賀正幸委員に報告を求めます。

・芳賀正幸委員 農地法第5条1項2番設定人〇〇〇〇、被設定人〇〇〇〇の件を調査した結果を報告します。

8月6日午後2時より農業委員会事務局次長吉田氏、矢内事務局員、〇〇〇〇、最適化推進委員福田氏、渡邊氏、私の6人で現場確認をしました。

場所は〇〇〇〇から北に100m行き道路右側の所です。〇〇〇〇〇〇〇〇、793㎡の内152.77㎡です。この畑は現在畑です。

事業の必要性としては、譲受人の住む〇〇〇〇〇〇〇〇〇は携帯電話の電波状況が悪いため基地局の設置を計画しました。土地の選定理由としては、近隣で3ヶ所以上探しましたが断られこの1ヶ所のみが了解を頂いた場所になりました。転用の目的としては、無線基地局設置工事に伴う仮設現

場事務所及び、資材置場として必要なため周りは畑ですので特別支障があるとは思いません。

以上調査した結果この案件は問題ありませんので皆様方のご審議の程よろしく願いいたします。

・議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号2の件について、何かご意見等ございませんか。

・金沢和則委員 事務局に確認したいのですが、申請書の転用計画の転用の目的が、無線基地局設置となっているんですけども、基地局の設置が目的ではないですよ。それを設置するための一時転用ですよ。それで4番の権利の所でこういう書き方って見たことないんだけど、賃貸借なのにその他で無償貸借となっているのは、そもそもが無償貸借なら賃貸借じゃなくて使用貸借でしょ。あと疑問なのは4の権利のところで無償貸借ってなってますよね。でも次のページの資金調達についての計画で用地費って入っていますよね。

・事務局次長 委員おっしゃる通りで、そののところが今確認しているところです。

・議 長 そのほかございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第33号 農地法第5条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

続いて農地法第5条第1項番号3を調査されました近内貞夫委員に報告を求めます。

・近内貞夫委員 農地法第5条第1項3番の許可申請の件につき現地調査した結果を報告いたします。

去る6月3日午後1時30分より〇〇〇〇の現地で賃借人の〇〇〇〇代理人〇〇〇〇、吉田次長、矢内主事、近内壽夫農地利用最適化推進委員、円谷和司農地利用最適化推進委員、と私の6名で調査確認しました。

転用計画は無線基地局設置工事に伴う仮説現場事務所及び資材置き場等として必要であるためです。

当該地の場所は〇〇〇〇〇〇〇〇より〇〇〇〇〇〇〇〇を西に約1kmの左側〇〇〇〇〇〇〇〇の向かい側に位置します。建柱車による建込工事のため小規模な工事となるので土砂流出の心配もなくまた、無線基地局

はコン柱のために日照等に支障を及ぼさないと思われま

す。
以上、調査した結果この案件は書類の一部不備により8月2日に再申請したものでありますが特に問題ないと思われま

- ・議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号3の件について、何かご意見等ございませ
- ・金沢和則委員 工事期間が来年令和4年の3月31日までになっているのに、4番の権利の存続期間5年間
- ・事務局次長 抜けている箇所も多数見受けられてお
- ・議 長 そのほかございませ
- ・議 長 異議のないものと認め、議案第33号 農地法第5条第1項番号3につ

(2) 議案第34号

農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定の件について

- ・議 長 続いて、議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定の件を議題とします。事務局の説明を求め
- ・事務局次長 (議案朗読)
- ・議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、何かご意見等ございませ
- ・金沢和則委員 これ申請の日が7月7日ですけど、当初の6月30日を過ぎてますよね。こういう出し方では問題があると思うので嚴重に注意していただきたい。
- ・事務局次長 こちらにつきましては、まだ資料が整っていないくて顛末書の添付を予定して
- ・議 長 そのほかございませ

（「異議なし」の声あり）

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について承認するものと決定いたします。
-

（3）議案第35号

現況確認証明に対する意見決定について

- ・議 長 続いて、議案第35号 現況確認証明に対する意見決定について議題とします。事務局の説明を求めます。
- ・事務局長 （議案朗読）
- ・議 長 現況確認証明申請番号1を調査した金沢和則委員に報告を求めます。
- ・金沢和則委員 現況確認証明申請番号1について現地調査の報告をさせていただきます。調査日が令和3年8月12日午後3時より、申請人の〇〇〇〇と農業委員の私と遠藤さん、推進委委員の味原さん、小池さん、事務局から吉田さん、矢内さんの7名で現地調査させていただきました。

現地の地番が〇〇〇〇〇〇〇〇、畑、2、744㎡でございます。現地は、〇〇〇〇〇〇〇〇から南西へ約500mいったところで、申請人の住宅の北東にあります。申請地は申請人の両親が亡くなるまでは草刈り等の保全措置をしていましたが、20年ほど前からは、放置しており、現在は原野となっております。申請地は道路に接道しておらず、なおかつ申請人の自宅裏の土手を上らないと行けないため、耕作は困難と思われま

す。以上、現地調査の結果、今回の現況確認証明申請については、申請のとおり認めることに問題はないと思われま

- ・議 長 只今報告のありました現況確認証明申請番号1について、何かご意見等ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第35号 現況確認証明申請番号1について承認するものと決定いたします。

続きまして、現況確認証明申請番号2について調査されました仲田昌勝委員に報告を求めます。

- ・仲田昌勝委員 現況確認証明申請番号2を調査した結果を報告いたします。
8月6日午前9時から、申請人の〇〇〇〇農業委員会事務局吉田次長、矢内主事、最適化推進委員の斎藤英幸さん、南條博さんと私を含めた6人

で現地調査いたしました。

申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇から北側の〇〇〇〇〇〇〇〇 7筆、〇〇〇〇〇〇〇〇 1筆の土地です。

土地の所在は〇〇〇〇〇〇〇〇、地目畑、合計7筆、地積合計2,454㎡と〇〇〇〇〇〇〇〇、地目畑、地積761㎡の土地です。

所有者は住所〇〇〇〇〇〇〇〇、氏名〇〇〇〇、職業〇〇〇〇です。

今回の申請は、土地の所有者が〇〇〇〇として、長年稲作と野菜を栽培し農地を守ってきましたが、申請地8筆については平成元年ごろより休耕地となり、定年後も農地維持に努力してきましたが高齢となり申請の土地については、高木、灌木、低木により農地への復元は不可能な農地となってしまいました。

以上、調査した結果この案件は問題ないと思われまますので皆様方の審議よろしく願いいたします。

・議長 只今報告のありました現況確認証明申請番号2について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 異議のないものと認め、議案第35号 現況確認証明申請番号2について承認するものと決定いたします。

(4) 議案第36号

石川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について

・議長 議案第36号 石川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

・事務局長 (議案朗読)

・議長 石川町農業振興地域整備計画変更申請番号1を調査されました仲田昌勝委員に報告を求めます。

・仲田昌勝委員 石川町農業振興地域整備計画変更申請番号1の件を調査した結果を報告します。

令和3年8月6日、午前9時30分から申請地で現地調査を実施いたしました。立会は申請地の所有者〇〇〇〇、手続代行者〇〇〇〇、農業委員会事務局の吉田次長、矢内主事、最適化推進委員の斎藤英幸さん、南條博

申請に至りました。

取水は、町水道、汚水雑排水は、北側、〇〇〇〇〇〇〇〇水利組合水路へ排水します。水利用組合には申請済みです。周りは東側住宅、南、西は水田、北側は水路で農地への影響はないものと思われま

す。この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願

・議 長 只今説明のあった石川町農業振興地域整備計画変更申請番号2について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第36号石川町農業振興地域整備計画変更申請番号2に対する意見決定については、承認するものと決定いたします。

続いて、石川町農業振興地域整備計画変更申請番号3を調査されました、佐川修一委員に報告を求めます。

・佐川修一委員 石川町農業振興地域整備計画変更申請番号3について調査した結果を報告します。

調査日は令和3年8月6日、午後3時より事業計画者〇〇〇〇、代理人〇〇〇〇、事務局より吉田氏、矢内氏、最適化推進委員の郷氏と私の6名で、〇〇〇〇〇〇〇〇の263㎡を調査しました。

場所は〇〇〇〇〇〇〇〇を石川より〇〇〇〇〇〇〇〇へ進み、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇を挟んだ北側に位置しています。

申請者は、〇〇〇〇を営んでおり、現在、社有車、従業員通勤車、整備車両置き場として借りている土地を返却することになり、新しい駐車場を確保するため今回の申請になりました。申請地は会社より数メートルと近く駐車スペースとしても十分確保できることから選定しました。

周辺農地等の被害につきまして、法面保護工による土砂の流出、ブロック塀の設置により境界を明確にすること、さらに、日照の問題や雨水の処理など付近の土地、住宅、農作物に支障をきたすこともないと考えます。

以上、調査した結果この案件は問題ありませんので、皆様のご審議よろしくお願

・議 長 只今説明のあった石川町農業振興地域整備計画変更申請番号3について何かご意見等ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ・議 長 それでは荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、何かご意見等ございませんか。決定についてご意見等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

（「異議なし」の声あり）

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第37号荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件について番号1から番号56を一括して承認するものと決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後2時10分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和3年8月16日

石川町農業委員会

石川町農業委員長 _____

議事録署名人 4番 _____

5番 _____